

令和3年度茨城地方最低賃金審議会
第4回本審議会議事録

令和3年8月23日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和3年8月23日（月）午前10時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広
加藤 祐一
永井 教子
舟木 健生
水出 浩司

事務局 労働局長 下角 圭司
労働基準部長 田中 稔
賃金室長 荻野 辰昭
室長補佐 長岡 昭広
賃金係長 平戸 直美

議事次第

(1) 異議申出審議

(2) その他

長岡補佐

お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今から、第60期第4回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、公益代表委員の申委員が都合により欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上、又は公労使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

清山会長

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは早速、議事に入る前に全国の最低賃金の改正状況について事務局より説明していただきます。よろしく申し上げます。

平戸係長

私から説明させていただきます。資料245ページ、No.1として付けさせていただきますが、こちらは全国の結審状況となっております。全国決定しております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。この資料につきまして何か質問等ございますでしょうか。はい、加藤委員申し上げます。

加藤委員

Dランクの島根県が、目安より4円高い32円に決まったようなのですが、これの背景で分かっている情報がありましたら、お願いしたいのですけれども。

荻野室長

細かいことは承知しておりませんが、Dランクの最低の792円だったというところで、上げるんだというくらいしか、申し訳ございませんが確認しておりません。

清山会長 よくプラス4円でまとまったなというお気持ちがおありなのだと思いますので、今後、島根県でどういう審議が行われていたかということについて、ちょっと委員の方に情報提供をお願いしたいと思います。

荻野室長 承知しました。

清山会長 他にございますでしょうか。

全委員 (質問等なし)

清山会長 それでは、議題(1)の異議申出の審議に入らせていただきます。8月5日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出ですが、8月20日に茨城県労働組合総連合関係を含め合計6件の異議申出書が局長あてに提出されております。この件につきまして審議をお願いします。それでは、異議申出書の提出に伴って、局長から諮問がございます。事務局に諮問文の朗読をお願いします。

平戸係長 (諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

清山会長 ただ今、局長より当審議会に対して、異議申出書について諮問がありましたのでこれから審議したいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。

荻野室長 私から説明申し上げます。異議申出書の要旨説明の前に、本日の資料の中で、246ページ、資料No.2をご覧ください

い。茨城県労働組合総連合様から8月2日の審議会資料No.10の意見書の追加としまして、署名の数が追加されておりますのでご報告申し上げます。それでは、先ほど会長からご説明がございましたが、6団体から異議申し出がありましたので、陳述は行わないとの申し出があった団体につきまして、時間の関係もございしますが、異議申し出の内容について、要旨のみ紹介させていただきます。

247ページ、資料No.3の茨城県労働組合総連合様からの異議申立書をご覧ください。当該申し出につきましては、この後、提出団体からの陳述がありますので、割愛させていただきます。

続きまして、249ページ、資料No.4のいばらきコープ労働組合様からの異議申出書をご覧ください。要旨としましては、異議申立ての理由として、一律28円の引き上げでは東京都と比較しても162円の格差があり、格差平行のまま引き上がった状況です。時間給労働者やシングルマザーからは、28円引き上がっても余裕のある生活は出来ないの、新しい洋服や美容院代を節約し、時には食費も削ります、と言った声を聞きます。健康で文化的な最低限度の生活をするためにも、まずは時間額1,000円を実現し、1,500円を目指してください。また、最低賃金を引き上げるにより負担が大きくなる中小零細企業に対する支援策の具体化は両輪であるため、国及び関係各機関に対し、具体的な中小企業支援策の創設と拡充を早急に強く求めてください、と申し立てております。

続きまして、250ページ、資料No.5の茨城県医療労働組合連合会様からの異議申立書をご覧ください。要旨としましては、(1)として、茨城県でも最低賃金1,500円以上が必要であることは、昨年、茨城労連が実施した最低生計費資産調査結果、男性1,687円、女性1,674円で示されました。同様の調査は全国各地で行われており、いずれの地域でも

時給計算で1,500円前後となっています。憲法第25条及び27条から、最低賃金1,500円以上を目指し、早急に最低賃金1,000円以上へ引上げを検討することを求めます。(2)として、診療報酬、介護報酬は全国一律であり、全国どこでも同水準の医療、介護を提供していますが、最低賃金の格差が医療介護分野の賃金実態の格差とリンクしていることから、医療介護の提供体制の格差につながっていることは、先に提出した意見書にも記載いたしました。今回の各都道府県の引き上げ額で目安額28円を上回る答申を出したのはいずれもDランクの地域で、人手不足や若年層の流出を防ぐためにはコロナ禍でも目安額を超えた引上げが必要だとの判断と言えるでしょう。茨城県の審議会においても中小企業への支援策とその実行の強化を含めた答申があり、これは人手不足や最賃未満率の解消は公労使の共通課題であると認識されたためと推察します。したがって、人口減少や医療介護の拡充の課題から、全国一律最低賃金1,000円以上の必要性の議論を行うことを求めます。(3)としまして、今回、茨城県の審議会においても中小企業への支援策とその実行の強化を含めた答申がありました。政府、厚生労働省、関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的支援策をさらに強化、充実させることを求める意見を早急に送付することを求めます、と申し立てております。

続きまして、251ページ、資料No.6の全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様からの異議申立書をご覧ください。要旨としまして、異議を申し立てる理由として、879円では、1日8時間働いても健康で文化的な最低限度の生活ができない。県内の労働者対象に茨城労連で調査した最低生計費試算調査は、合計1,358名の調査結果を回収し、調査結果から、水戸市内で若者が普通に一人暮らしをするために

は、男性月額252,987円、女性月額251,124円が必要であることが明らかになりました。日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。コロナ禍で大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには今すぐ1,000円以上、1,500円をめざす最低賃金の引上げが必要です、と申し立てております。

続きまして、252ページ、資料No.7の全日本年金者組合茨城県本部様からの異議申立書をご覧ください。要旨としましては、879円という最低賃金額は、多くの県内労働者が求めている、茨城の最低賃金を今すぐ1,000円以上、1,500円をめざすべき、という要求からはあまりにも低い金額であり、1日8時間働いても憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活が実現できる水準には届いていません。新型コロナ禍の下で私達の生活に困難を増しているにも関わらず、年金、介護、医療など福祉の切り下げはとどまりません。高齢者にとって年金は命の綱です。しかし年金が全くない無年金者や、少ししか出ない低年金者が多数います。生活を維持するために働かざるを得ない高齢者がたくさんおり、高齢就労者は930万人にも及ぶとされます。ヨーロッパの高齢者は自分の活力のためにですが、日本ではお金が足りないためです。労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半です。その上、年金の支給水準は毎年のように減らされています。国民年金法第1条は、憲法25条の理念に基づき年金受給者の生活保障を目的としており、何よりも制度当初は生活保護基準を上回る定額制度とすることを国は認めていました。しかし、国民年金は40年加入の満額でも現在は月65,000円、受給者の平均は55,000円の支給額です。これは生活保護基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運

用によって、今後も集中的に給付水準低下を強いられることになり、将来の支給水準は現在の価格で満額でも月45,000円になってしまいます。これでは現役労働者の公的年金への期待は低下し、年金制度の崩壊にもつながりかねません。労働者の賃金を上げ、非正規をなくし正規労働者として処遇することにより、年金財源を確保する方向に転換することが重要だと考えます。また制度上、現役労働者の賃上げは、現在の年金受給額の引き上げにも連動し、地域経済の活性化にもつながるものと考えます、と申し立てております。

続きまして、253ページ、資料No.8の全日本建設交運一般労働組合茨城県本部様からの異議申立書をご覧ください。要旨としまして、異議を申し立てる理由としまして、最低賃金が879円では、1日8時間働いても憲法25条で明記されているすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが出来ません。また、最低賃金の地域間格差があれば、県南地域などでは、他県へのアルバイト等で労働力の流出になっています。全国一律最低賃金制度の早急な実現をすることを求めます、と申し立てております。以上です。

清山会長

ありがとうございました。前回の審議会で異議申出があった場合には、申出者から意見聴取をすることに決定しておりますので、意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人、傍聴席から着席)

清山会長

陳述人の方は、氏名、団体名を述べてから5分程度で異議について説明をお願いいたします。

茨城労連の事務局長をしています岡野といいます。皆さん、おはようございます。私の方から意見陳述をしたいと思えます。まず最初に、今年の茨城地方最低賃金審議会の審議をされた皆さんが全会一致で28円の引上げを決定されたことには、敬意と感謝を申し上げたいと思えます。しかし、今、各組織から異議申立てがあったように、労働組合としては、879円という最低賃金額では、非正規労働者の賃金と生活が改善されない、また、非正規労働者の賃金の底上げに繋がらないということから、異議を申し立てざるを得ないというのが実際のところなんです。特にコロナ禍の中で、非正規労働者の7割8割を占めると言われている女性の自殺が大きな社会問題になりました。多くの非正規労働者は、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働いていて、貯金もできず、雇い止めに合うという状況の中で、将来に対する希望が持てなくなってしまったというのが問題です。それから、医療や介護などのエッセンシャルワーカーと言われるような人たちも、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働いているという実態があって、結果的には仕事が長く続かないという問題がありますので、社会運営上も健全に動かすためにも最低賃金の引上げというのは非常に重要になっています。それから、文書の中に書いてあるのですが、公契約アンケートという茨城労連で毎年12月にやっている市町村対象のアンケート結果では、今は会計年度任用職員という形の非正規労働者が42.1%を占めて、低い賃金の平均が913円ではあるのです。実際につくば市なんかでは、1,000円を超えているようなところもあるのですが、実際によく見ると、20を超える自治体で800円台の最低賃金ぎりぎりという状況になっていますので、やはりこの辺でも最低賃金ぎりぎりの状況の中で、最低賃金の引上げというのが重要だというふうに私たちは考えているわけです。異議を申し立てる理由の中にもありますけれども、茨

城労連で昨年やった最低生計費試算調査では、25歳の水戸市在住の労働者の最低生計費は月額25万円、これは年収に直すと300万円、時給に直すと1,600円という結果が出ていて、879円では生活ができない。私たちが求めている最低でも1,000円以上、1,500円を目指すという要求には、またかけ離れているので異議を申し立てざるを得ないというのが現実のところ。それから、最低賃金の引上げに関しては、今回の答申の中でも、中小企業支援を求めるという内容になっていて、私たちがこの間ずっと主張してきたことが一定程度反映しているような内容になっていて、やはりこの中小企業支援というのが最低賃金の引上げと同時に進めなければならないというようなことが共通の認識になってきているなというところで、その辺は引き続き具体的な支援を求めていきたいなと思っているところです。茨城労連が今年の2月、3月に市町村議会に最低賃金の引上げの請願をしたのですが、土浦市議会で、その請願に賛成ですという市議さんがいて、その市議さんの話というのを載せているのですけれども、私は中小企業の経営を長年やってきましたが、中小企業の経営者としては、社会保険料の事業主負担が大変で給料が上げられなかったのだと。しかし、給料を上げないと優秀な社員が雇えないし、それから、辞めてしまうという人たちもいて、やはり中小企業の支援を充実させて最低賃金を上げるということは、私たちは賛成である。だから、最低賃金を上げると中小企業がやっていけないという意見もありますけれども、最低賃金を上げて、給料を上げられるような環境を作っていないと、残念ながら中小企業の経営にも大きな問題があるのだというふうにその市議さんの話を聞きながら、あっ、そういうことなのだということがよくわかったところなのです。ですから、最低賃金の引上げとセットに、中小企業、小規模事業者向けに税金や社会保険料の負担の軽減等を行

って、引上げを可能にする支援であったり、中小企業への一方的な低単価設定や買ったときなど不公平な取引を許さない政府の施策強化が求められていると私たちは考えているところです。それから最後になりますけれども、答申は、公開の場で審議をとということで、専門部会が非公開になっているというところであったり、本審もすべて公開されているわけじゃないというようなどころには疑問があります。是非、最低賃金がこれだけ社会的に大きな関心を持っているという中ですので、公開の場での審議をお願いしたいと考えているところです。以上で私の方の意見陳述を終わります。

清山会長

はい、ありがとうございました。それではただ今の意見陳述について、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

大丈夫でしょうか。それでは、ないようでしたら異議聴取を終了します。ありがとうございました。

(意見陳述人退席、傍聴席へ)

清山会長

それでは、異議申出に関して、労使双方からご意見を伺いたいと思います。意見を集約するための打合せが必要でしょうか。大丈夫ですか。

加藤委員

大丈夫です。

大森委員

大丈夫です。

清山会長

それでは労使双方の代表の方、それぞれご意見をお願いいたします。まず、労働者側からお願いいたします。

大森委員

それでは私の方から、異議申し出に対する労働者側の意見を述べさせていただきたいと思います。先ほど茨城労連の岡野さんの方から異議申出の説明がございましたけれども、労働者側としてもほぼ同様の考え方で審議をさせていただいたところでございます。大きくは2点ございますけれども、一つは、労働者の生活の安定に資する絶対額水準の引上げを図ること。二つ目は、茨城における他県との格差改善を図ること。この2点を基本として、早期に誰もが1,000円を目指すことを念頭に審議をしてきたところでございます。今年は、昨年からの長引くコロナ禍の中、大変難しい審議となったわけでございますけれども、我々労働者側の実感としては、やはり、低廉な労働者が厳しい状況に置かれているということでございます。コロナ禍の影響を受けて、休業を余儀なくされたり、時間を減らされたりしておりまして、そういう方々に報いるためにも、1円でも多くプラスにしたいという思いがあったところでございます。結果としては、茨城としては28円プラスという結果となったわけですが、労働者側としては決して満足した結果とは思っておりませんが、真摯な議論によるものでございまして、一定の成果を得られたものと考えております。労働者側としては、これ以上審議を続け長引かせることは、混乱を招くものと考えておりますので、今回ここで審議を終了し、10月1日の発効を是非担保したいと考えております。また、先ほども申し上げましたけれども、早期に1,000円を目指すということは変わっておりませんので、来年度以降、引上げに向けた前向きな審議をお願いしたいというふうに思っております。私の方からは以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございます。使用者側お願いいたします。

加藤委員

はい、使用者側の意見を述べさせていただきます。今回の目安額につきましては、昨年よりも経営環境が厳しい中、また、より感染力の強いデルタ株の出現でリスクが増す中、過去最大に引上げ額のプラス28円が示されたことは、使用者側にとって衝撃でした。目安小委員会での根拠とされた新型コロナウイルス感染症の感染状況については、予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、とありますが、目安額が示された7月中旬以降の感染状況については、ご承知のとおり、様々な関係者が、感染拡大以降最も厳しい状況、あるいは、40都道府県で爆発的感染、専門家は全国で医療体制は災害レベルとしているように、菅総理や目安小委員会の見解は根拠なき楽観論であり、企業経営者は昨年よりもむしろ経営環境は厳しいのに、我々をさらに窮状に追い込むのかという気持ちでおります。業種的に見ても、接客を伴う業種は、アルコール提供の自粛や、百貨店、大規模施設の入場者数制限など、非常事態宣言や緊急事態宣言による人の移動の制限もあり、飲食業、宿泊業、旅客交通業、小売業など悲鳴を上げている状況です。比較的状況が良いと言われる製造業でも、原料高、部品調達を担う海外の感染拡大などにより、需要があっても生産が制限される局面にあります。近年、非正規労働者や低賃金の労働者が増加傾向にあり、賃金の底上げの必要性は使用者側も承知をしておりますが、事業の継続あつての賃金引上げであり、特に今年は高額の引上げを行うタイミングではないというのが使用者側委員の総意であり、引き上げるのであれば来年以降と主

張してきたところです。また、今回は、茨城は目安どおりプラス28円、全会一致での答申となりましたが、答申の付帯事項として、県内中小企業、小規模事業者への支援策を着実に進める事項を入れていただきましたので、ぜひこの点は着実に進むよう、我々も確認、また、関係組織に要請させていただきたいと思っております。以上の点から、これ以上の審議は無しという形でお願いしたいと思えます。

清山会長

ただ今、労使双方からご意見がありました。皆様の意見を集約というほどでもないのですが、まとめて少し意見を述べさせていただきます。まず、労働者側が述べられたのは、本当におっしゃった通りで、ほぼ意見陳述人がおっしゃった議論と変わらないことが専門部会でなされました。労使双方から多くの情報提供があり非常に厳しいやり取りがありました。そのうえで、使用者の皆さんからも今のコロナ禍で、経営状況が厳しい、資金繰りなども、緊急事態宣言がほぼ出そうというような直前の事態ということもありましたし、また、去年と同じような状況になっていくという不安感の中ではあるけれども、目安まではぎりぎり何とか対応できる、賛同というところまではもっていけるけれども、それ以上というのは、今年は無理ですよ、という大変厳しいやり取りがあったかと思えます。皆さんちょっと思い出してもらいたいのですが、公益見解で最後に挙手がありましたけれども、その中で、真摯にその28円でいくとしたときに、あるいは今後、先ほど加藤委員からもありましたけれども、最低賃金の引上げを前向きにやっていくためにも、中小企業支援、それから社会保険料なんかの事業主負担の軽減、減免みたいなこともこの中には具体的に入っていましたし、また、最低賃金のような水準で働いている勤労者の課税最低限の引上げというようなことも話し合いをするということまでいたしました。そし

て、これまでにはないことでしたが、答申文の中に、少なくとも中小企業支援は、待ったなしの状況、スピードとの戦いだと考える。そこで、国には新たな制度も含めてきっちりとしっかりやってください、地方、茨城県、その他県内自治体とも連携して、経済界の皆さんと連携してきっちり支援策を実行あるものとするようお願いしたいということ付記するということで、ようやく28円というところでまとまった経緯があったかと思います。この水準については、労使ともにいろんな思いがおりだと思えますけれども、大体そういうようなところだったかなと思います。先ほど意見はないということでしたけれど、大体そのようなところでよろしいでしょうか。議論の経緯としては、専門部会ないしは本審のところでもそういったことが話し合われているということです。従来は、少しこういうことが必要ですね、みたいなことは軽くお話があったのですけれども、今年は、特に使用者側委員の方からも強い問題提起がありまして、ちゃんと時間をとって審議したいということでしたので、そうしたことを答申に盛り込むことができたわけですから、それを以って来年以降もきちんとした審議ができる、また、コロナからも回復していることを望んでいるわけです。期待しているわけですが、審議して答申をしたということです。

それでは、この内容につきまして、労使の方から私のまとめについて異議があればお伺いしますけれども、大丈夫でしょうか。

加藤委員

一点だけよろしいでしょうか。

清山会長

はい、加藤委員。

加藤委員

審議の過程で清山先生からもあったように非常事態宣言

が出されるかもしれないという不安の中での審議でした。使用者側としては、最大限想像力を働かせて想定外ということを行わないような形での対応でないと今年は非常に厳しいですよということを申し上げたと思います。その後の状況を見てみると、不安視していたところがだいぶ出ているようなので、国の小委員会の目安というのも大事なのですが、県でやっている審議会ということなので、その辺りは来年もちゃんと論議して、あまり目安額が決まっているからそのとおりだよという形では進めないようにしていただければと思います。

清山会長 できるだけ地域の実情に合わせて、議論を進めていくということによろしいでしょうか。

加藤委員 はい。

清山会長 はい。ありがとうございます。それでは、先ほどの6件の異議申出に関して、それを受けまして、また陳述も受けまして、本日出席されている委員の皆様方から再度採決をして決定したいと思います。

まず、8月5日審議会の答申のとおりとする結論として、28円引上げで879円とした答申、付帯事項付きですけれども、これについて賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手)

清山会長 はい、ありがとうございました。それでは、使用者側委員5人全員、労働者側委員5人全員、公益は出席している私を除く3人の委員全員から賛同を得ることができました。反対の委員は、今の時点でいないということで確定し

てよろしいでしょうか。

全委員 (異議なしの声)

清山会長 それでは、全会一致で8月5日の答申どおりとする結論に決まりました。私から茨城労働局長にそのように答申したいと思います。この異議申出に関する答申内容について、事務局の方で案文を用意できますでしょうか。

荻野室長 はい、できております。

清山会長 それでは、答申文の朗読をお願いすることにいたします。

平戸係長 (答申文(案)の朗読)

清山会長 はい、この答申文案でよろしいでしょうか。

全委員 (異議なしの声)

清山会長 それでは、答申文の案の案を削除してください。これから局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

下角局長 ただ今、清山会長から、茨城県最低賃金の異議の申出の諮問に対しまして、本年8月5日付けの答申どおり決定することが適当である旨の答申を頂きました。これによりまして、茨城県最低賃金につきましては、現行の時間額851円を28円引き上げまして、時間額879円と決定するというところで今後の手続き進めてまいりたいというふうに考えており

ます。今回、答申を取りまとめでいただきました清山会長をはじめ、公労使委員の皆様方のご尽力に、改めて深く感謝を申し上げたいと思っています。今後の手続きですけれども、速やかに官報による公示を行った上で、10月1日からの効力発生となる見込みで考えております。労働局といたしましては、改定額の積極的な周知広報はもとよりですけれども、8月5日の答申文に特記をされました要請の内容、これをしっかりと踏まえて、県内自治体等とも連携をしながら、各種支援策を必要とされている中小企業、それから零細企業の皆様への業務改善助成金などの支援策の周知啓発、そして制度の一層の利活用の促進に向けて、労働局を挙げて一体となって、取り組んで参りたいというふうに考えております。新しい茨城県最低賃金の円滑な施行に向けまして、今後とも是非皆様方のお力添えを賜れば特に幸いです。それから、委員の皆様には、先般、特定最低賃金の改正の必要性の有無についても、ご審議のお願いをしております。ご多忙中、大変ご苦労をおかけいたしますけれども、引き続きご協力をお願いできればというふうに思っております。以上、お願い事ばかりになってしまいましたけれども、本日答申を頂きましてのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

清山会長

はい、それでは異議申出の件につきましては、これで終了とさせていただきます。なお、茨城県最低賃金専門部会については、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限8月20日をもって廃止となりましたので、ご報告いたします。それでは、茨城県最低賃金の効力発生日及び今後の日程について、事務局より説明いたします。お願いします。

荻野室長

私からご説明申し上げます。まず、効力発生日についてですが、本日、異議申出審議にかかる答申を頂きましたので、官報公示の入稿の手続きを行い、9月1日から30日間の官報公示を行います。発効日は、答申を頂いた内容のとおりで、先ほど局長からもお話がありましたが、法定発効の10月1日金曜日といたします。

続きまして、今後の最低賃金審議会に係る日程について、少し説明をさせていただきます。なお、日程調整等につきましては、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。次回は、特定最低賃金に関する必要性についての審議となります。第五回及び第六回審議会としまして、9月2日木曜日10時から、9月6日月曜日15時から、両日ともこの会場で開催いたします。内容的には、労使双方の参考人から意見聴取後、審議、結審、答申、また、金額改正の諮問を行う予定となっております。なお、現在、参考人の意見陳述の日程調整を行っておりますが、4産業、労使双方合わせまして8名の方に意見陳述を行っていただくというような予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。

全委員

(質問等なし)

清山会長

はい、ないようでしたら、以上で本審議会を終了といたします。次回は、9月2日午前10時から第5回本審がこの場所で開催されます。第5回本審では、茨城県特定最低賃金改正決定に伴う必要性審議にあたって参考人の方から意見を伺うことになっておりますので、よろしく願いします。コロナの中でワクチン接種もままならない方々もいら

っしやるかと思えますけれども、どうぞお体に気を付けられて皆様お集まりいただけたらありがたく存じます。本日の審議は、これで終了といたします。皆様お疲れ様でした。